

公立大学法人横浜市立大学臨床研究審査委員会の  
審査意見業務に係る審査手数料に関する要綱

制 定 平成 30 年 3 月 1 日  
最近改正 令和 3 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学臨床研究審査委員会規程（以下「委員会規程」という。）第 15 条に基づき、特定臨床研究の審査意見業務に係る費用（以下「審査手数料」という。）の額及び徴収方法その他必要な事項を定める。

(審査手数料)

第 2 条 特定臨床研究にかかる審査意見業務を依頼する者（以下「依頼者」という。）が、公立大学法人横浜市立大学臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）に審査意見業務を依頼する場合、依頼者が所属する医療機関の管理者又は依頼者（以下「実施機関管理者等」という。）は、次項に定める審査手数料を支払わなければならない。

2 審査手数料の額は、別表のとおりとする。

(審査手数料の徴収等)

第 3 条 審査手数料は、当該研究に係る委員会の結論を示した書類とともに本学が発行する請求書をもって徴収する。

2 実施機関管理者等は、審査手数料を指定された期限までに、本学が指定する口座へ納付しなければならない。

3 前項の納付に係る経費は、実施機関管理者等が負担しなければならない。

4 本学は、実施機関管理者等が第 2 項に定める期限までに審査手数料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞金としてその未納付額に民法における法定利率の割合で計算した金額を請求することができる。実施機関管理者等は、本学から請求があったときは、当該延滞金を支払わなければならない。

5 納入された費用は、原則として返還しない。

(審査手数料以外の費用負担)

第 4 条 実施機関管理者等は、審査手数料のほか、審査に関連して別途実費その他の費用が生じた場合であって、本学から請求があったときは、当該実費等を指定された期限までに、本学が指定する口座へ納付しなければならない。

2 前項の費用について、前条第 3 項から第 5 項の規定を準用する。

(学内の依頼者からの審査手数料徴収等)

第 5 条 本学内の依頼者からの審査依頼に係る審査手数料は、別表のとおりとする。

2 前項の審査手数料については、本学内における臨床研究の実施により外部資金の獲得に伴い得られる間接経費又は管理経費が委員会の運営に係る費用についても一定の費用負担がなされていることを鑑み、本学外からの依頼に係る審査手数料との間で、合理的な範囲で差額を設ける。

3 本学内からの依頼者から審査手数料を徴収する際は、本学の規程その他の規則等に則り徴収する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(別表) 審査手数料

区分		審査区分	料金 (1件あたりにつき、消費税別)	
			横浜市立大学外の依頼者	横浜市立大学内の依頼者
新規申請にかかる審査(実施申請) ※1	実施計画に対する意見(委員会規程第21条)。	本審査	208,000円	41,000円
継続にかかる審査 ※2	変更審査(委員会規程第21条) 疾病等の報告に対する意見(委員会規程第22条) 定期報告に対する意見(委員会規程第23条) 新規・変更申請、定期報告、疾病等報告以外の報告に対する意見(委員会規程第24条) 研究の中止及び終了の報告に対する意見(委員会規程第25条)	本審査	50,000円	10,000円
	委員会規程第26条に規定する簡便審査	簡便審査	35,000円	7,000円

※1 多施設共同研究の場合、追加される施設数に12,000円(消費税別)を乗じた金額が加算される。但し、追加される施設に横浜市立大学が含まれる場合には横浜市立大学分は加算されない。

※2 継続にかかる審査において、施設の追加を伴う変更の場合、追加される施設数に12,000円(消費税別)を乗じた金額が加算される。但し、追加される施設に横浜市立大学が含まれる場合には横浜市立大学分は加算されない。

また、1件の研究課題についての定期報告の審査を行う際に、当該研究課題の変更申請の審査も同時に行う場合においては、合わせて1件分の審査手数料を請求する。